

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	48	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他 ()		
要望項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める国際物流拠点産業集積地域において、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。 特例措置の内容 國際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を2分の1控除する 		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、 同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 同法第313条第2項 </div>		
減収見込額	[初年度] 一 (▲107) [改正増減収額] 一	[平年度] 一 (▲107)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企业、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。		
本要望に 対応する 縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業																						
	政策の達成目標	1達成目標 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 2測定指標 ・本制度を活用した企業数の増加 ・本制度を活用した企業による雇用者数の増加																						
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日までの1年間																						
	同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 令和3年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を令和3年度までに260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を令和3年度までに5,400人とする。 2. 測定指標 令和3年度までに ・本制度を活用した企業数 30社 ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。																						
	政策目標の達成状況	アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。具体的には、平成26年度から平成30年度までの5年間に、特区内の国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）は、76社から208社へ、新規雇用者数（累計）も1,019人から3,152人へ着実に増加している。 今後も好調な流れを維持しつつ、国際物流拠点産業の集積による産業及び貿易の振興を図る必要がある（達成目標） 令和3年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。																						
		(1) 新規立地企業数（累計） (単位：社) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td><td>33</td><td>59</td><td>61</td><td>103</td><td>125</td></tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td><td>43</td><td>55</td><td>58</td><td>75</td><td>83</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>76</td><td>114</td><td>126</td><td>178</td><td>208</td></tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125	うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83	合 計	76	114	126
	H26	H27	H28	H29	H30																			
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125																			
うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83																			
合 計	76	114	126	178	208																			
※沖縄県調べ																								
(2) 新規雇用者数（累計） (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td><td>420</td><td>829</td><td>1,066</td><td>1,446</td><td>1,699</td></tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td><td>599</td><td>652</td><td>1,363</td><td>1,413</td><td>1,453</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>1,019</td><td>1,481</td><td>2,429</td><td>2,859</td><td>3,152</td></tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699	うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453	合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152
	H26	H27	H28	H29	H30																			
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699																			
うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453																			
合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152																			
※沖縄県調べ																								

	要望の措置の適用見込み	今後は、平年度 91 件の適用を見込む。
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、うるま・沖縄地区においては、半導体製造や流量計製造、医療機器製造等の高付加価値の製造業、高機能設備を有する倉庫業など、沖縄の物流ハブ機能を活かした企業の進出が続いている。同地区へ立地した企業へのアンケート調査（令和元年 9 月）では、「立地した理由」として回答者の 47% が国際物流拠点産業集積地域の税制優遇措置をあげており、企業集積に大きく寄与している。</p> <p>また、本税制による優遇措置等を企業誘致の優位性として、平成 30 年 11 月には、那覇空港内に航空関連産業クラスターの核となる航空機整備施設の供用が開始されるとともに、那覇港総合物流センターが令和元年 5 月に開業されるなど、企業集積に資する施設が整備されており、国際物流拠点産業の集積促進が期待されている。</p> <p>加えて、令和 2 年 3 月から那覇空港第 2 滑走路の供用が開始されたことで、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ・事業所税の軽減 ・貿易手続きの簡素化及び下記の措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 (2) 関税の課税物件の確定に関する特例措置 保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>

(過去5年間の適用実績)							
(単位：百万円)							
地 方 税	項目		H27	H28	H29	H30	R1
	法人住民税	適用額	7	12	25	36	-
	個人住民税	適用額	-	-	-	-	-
	事業税	適用額	10	10	34	36	-
	事業所税	適用額	0	0.2	0.4	0.4	-

税負担軽減措置等の適用実績

※地方税（法人住民税・事業税の自動運動分）について、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。

※地方税（事業所税）については、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※事業所税については那覇市ののみの措置。

※算定できないものについては「-」と記載。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

(平成30年度実績)

- 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 18,673千円、事業税 29,884千円
- 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 15,550千円、事業税 -
- 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 1,978千円、事業税 5,834千円

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※国税に連動しない場合は「-」を、適用額がない場合は「0」を記載した。

本税制については、沖縄への投資を検討している企業を後押すとともに、進出した企業の早期の経営安定化を図るものである。また、既に立地している国際物流拠点産業の企業における規模拡大を促進するものであり、これらにより、産業及び貿易の振興を図るものである。

本税制の活用企業数については、平成 26 年度の 5 社から、平成 30 年度は 52 社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数（累計）」のとおり、着実に増加しているところである。また、推計による今後の見込についてみると、活用企業数及び活用企業における雇用者数とも測定指標を超えて、順調に増加することが見込まれており、本税制の後押しによる投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の国際物流拠点産業の振興に寄与している。

(測定指標)

令和 3 年度までに

- ・本制度を活用した企業数 30 社
- ・本制度を活用した企業による雇用者数 870 人

実績及び将来の見込み :

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数（指標）	-	-	8	16	20	24	30	30
活用企業数（実績）	5	8	16	38	52	32	-	-
活用企業数（見込み）	-	-	-	-	-	-	90	92
雇用者数（指標）	-	-	232	464	580	696	870	870
雇用者数（実績）	65	104	208	494	676	416	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	-	-	-	1,170	1,196

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、雇用者数（実績）は「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（13 人）から試算。令和元年度は沖縄県による企業アンケート調査による件数

※令和 2 年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

前回要望時の達成目標

令和 3 年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を令和 3 年度までに 260 社とする。
- ・国際物流拠点産業の雇用者数を令和 3 年度までに 5,400 人とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。

立地企業における経済活動の状況として、沖縄県が施設等を管理している旧特区地域（旧那覇地区（旧自由貿易地域）及び旧うるま地区（旧特別自由貿易地域））における搬出額をみると、企業数の増加や経済活動の進展により、平成 27 年度の 13,785 百万円から令和元年度の 22,611 百万円と大きく増加している。

また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。

こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、令和元年現在 10.8 万トンで、成田、関空、羽田、中部に次ぐ国内第 5 位となっている。

引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。

搬出額の推移

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
旧自由貿易地域及び旧特別自由貿易地域	13,785	12,744	19,562	22,754	22,611

これまでの要望経緯

- 平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充
・特別自由貿易地域 創設
- 平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長
- 平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長
- 平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設
・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止
- 平成 26 年度・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等）
- 平成 29 年度・国際物流拠点産業集積地域 延長
- 平成 31 年度・国際物流拠点産業集積地域 延長